

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：児童生徒等支援心理相談員 児童生徒支援課】

令和4年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 2名（①週3日勤務1人、②週2日勤務1人 ※①②ともに1日7時間勤務）

2 募集職種 児童生徒等支援心理相談員 児童生徒支援課

3 業務内容

- (1) 重大な事案発生時の小中学校への緊急派遣（児童生徒等へのカウンセリング活動）
- (2) 生徒指導事案にかかる課内でのケース検討
- (3) 生徒指導事案にかかる学校でのケース検討、教職員への助言・支援
- (4) 指導主事、生徒指導等専門員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との情報共有及び協力連携
- (5) 小中学校におけるいじめ、暴力行為等がみられる児童生徒の状況把握
- (6) 小中学校における不登校児童生徒の状況把握、学校への支援体制の確認
- (7) 教職員に対する研修会等の実施及び保護者対象講演会等の開催に伴う学校への支援
- (8) 児童生徒のストレスなどへの対処方法等に資する教育プログラム（心理授業等）の実施
- (9) その他、児童生徒等支援心理相談員として行う事ができる学校・教職員への支援

4 募集対象

- (1) 公認心理師法に基づく国家資格である「公認心理師」または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る「臨床心理士」の資格を有する者のうち、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者（ただし、勤務はおおむね1週間に1日以上とする。）

- (2) 公用車の運転が可能であること（普通自動車運転免許取得後1年経過していること）

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間 令和4年3月16日（水）まで

6 応募方法

- ・ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接お電話してください。
- ・受験を希望される勤務日数（週3日、週2日または両方のいずれか、両方受験を希望される場合は第1希望の勤務日数）を、面接試験時にお聞きします。
- ・選考当日に下記の書類を持参してください。（両方希望される場合も1部で可）
 - ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
 - ② 写真を添付した履歴書（本籍地の記載のないもの）
 - ③ 職務経歴書（様式任意）
 - ④ 資格免許証の写し（公認心理師または臨床心理士、普通自動車運転免許）

⑤ 筆記用具

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

【連絡先】大津市教育委員会事務局児童生徒支援課「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2854

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】令和4年3月17日（木）午後4時～

【選考会場】大津市役所別館2階 児童生徒支援課 教育委員会室1

※受付時間は午後3時45分から午後4時までです。

8 試験当日の注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症に罹患し、治癒していない方や発熱症状等がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えてください。
- ・会場敷地内でのマスクの着用及び試験会場の建物入口での手指消毒をお願いします。
- ・会場入口で検温を実施しますので、検温後入場してください。検温の結果、受験いただけない場合があります。

9 選考方法 面接試験及び作文試験

※面接試験時にお聞きした受験される勤務日数（週3日または週2日）ごとに、試験結果に基づき受験者の順位付けをして、上位合格者より採用します。両日数とも受験された方で、選考において両日数とも順位が1位の場合は、第1希望の勤務日数（週3日または週2日のいずれか）での採用となります。

10 結果の発表 受験者本人宛に、令和4年3月24日頃に、合否通知を文書で発送します。

11 勤務条件 ※勤務日数により条件が異なりますのでご注意ください。

① 週3日勤務の場合

| | |
|------|---|
| 任用期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで、最長5年度） 採用後、1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。 |
| 勤務地 | 大津市御陵町3-1 大津市役所本庁 教育委員会事務局児童生徒支援課 |
| 勤務日 | 月曜日、木曜日、金曜日 |
| 休日 | 火曜日、水曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日） |
| 休暇 | 年次有給休暇 1年目5日（任用期間に応じて付与）、特別休暇あり（要件あり） |
| 勤務時間 | 週21時間勤務（1日7時間×週3日）9時～17時 休憩60分 ※時間外勤務をしていただく可能性があります。 |
| 基本給 | 月額15,900円 |

| | |
|------|--|
| 諸手当 | 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限日額 2,619 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。 |
| 社会保険 | 健康保険（全国健康保険協会又は共済組合）、厚生年金保険、雇用保険 ※令和 4 年 10 月から健康保険の加入先が共済組合（短期・福祉事業のみ）に変更となります。 |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。 |
| その他 | ・給与等支給日：翌月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 |

② 週 2 日勤務の場合

| | |
|------|---|
| 任用期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4 回まで、最長 5 年度） 採用後、1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。 |
| 勤務地 | 大津市御陵町 3 - 1 大津市役所本庁 教育委員会事務局児童生徒支援課 |
| 勤務日 | 火曜日、水曜日 |
| 休日 | 月曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） |
| 休暇 | 年次有給休暇 1 年目 3 日（任用期間に応じて付与）、特別休暇あり（要件あり） |
| 勤務時間 | 週 14 時間勤務（1 日 7 時間×週 2 日）9 時～17 時 休憩 60 分 ※時間外勤務をしていただく可能性があります。 |
| 基本給 | 日額 15,900 円 |
| 諸手当 | 通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、日額 2,619 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。 |
| 社会保険 | なし |
| 災害補償 | 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり |
| 服務 | 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。 |
| その他 | ・給与等支給日：翌月 20 日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 |

【問い合わせ先】

大津市教育委員会事務局児童生徒支援課「会計年度任用職員採用担当者」電話番号：077-528-2854